

年金は、生涯のおつきあい。ライフステージの節目には手続きが必要です。

20歳から60歳までの40年間、だれもが国民年金に加入します。この間、私たちのライフステージは成人、就職や退職、独立・自営（脱サラ）、結婚などのさまざまな節目があります。国民年金の加入のしかたも、それに伴って変わり、被保険者の種別変更の手続きが必要となります。

国民年金の加入のしかた

自営業・農林漁業などの方とその配偶者、20歳以上の学生
職場の年金（厚生年金保険・共済組合）に加入している方
厚生年金や共済組合に加入の第2号被保険者に扶養されている配偶者



もうすぐ締切！国民年金の『特例届』届出期間は平成9年3月31日までです。

被扶養配偶者の方が、第3号被保険者に該当した場合に必要な国民年金の種別変更の手続きをすっかり忘れてままだと、将来、受け取る年金が少なくなったり、もらえなくなったりします。しかし、平成9年3月末まで実施されている『特例届出』をすれば、未届だった期間が保険料を納めた期間と認められ、将来しっかりと年金を受け取れるようになります。

いま一度確認のうえ、まだ手続きをしていない場合は、すぐしてください。詳しいことは国民年金係（☎377-3101）にご相談ください。

こんなときは、種別変更の手続きを

就職したとき

本人……職場の年金制度（厚生年金または共済組合）の加入者になると、国民年金の種別は第1号被保険者から第2号被保険者になります。

被扶養配偶者……配偶者が職場の年金制度に加入すると、被扶養配偶者の国民年金の種別は第1号被保険者から第3号被保険者になります。

自営業者になったとき

本人……退職して職場の年金の加入者でなくなると、国民年金の種別は、第2号被保険者から第1号被保険者になります。被扶養配偶者……配偶者が退職して職場の年金加入者でなくなると、国民年金の種別は第3号被保険者から第1号被保険者になります。

結婚したとき

被扶養配偶者……結婚して厚生年金や共済組合員の被扶養配偶者となったときは、国民年金の種別は第2号被保険者から第3号被保険者になります。なお、自営業者になったときは第2号被保険者から第1号被保険者になります。

退職したとき

本人……退職して職場の年金加入者でなくなると、国民年金の種別は第2号被保険者から第1号被保険者になります。被扶養配偶者……配偶者が退職して職場の年金の加入者でなくなると、国民年金の種別は第3号被保険者から第1号被保険者になります。

告知板 日時 会場 内容 対象 申し込み 問い合わせ

9年度固定資産税
の課税台帳の縦覧を行います。
4月2日(水)～21日(月)午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く) 区税務課 (☎377-3101内線144、145)

油絵グランプの会
集4月3日より油絵教室が始まります。どなたか油絵を書いてみませんか。年齢、性別は問いません。4月2日(水)～4月4日(金)午後1時30分～3時30分 黒崎町公民館講堂 講師 佐合教先生 会費 1回1,000円程度 横木 (☎377-2665午後6時以降)

煎茶クラブ 新入会員募集
煎茶のお手前、練習をしてみませんか。初歩から指導しています。4月2日(水)～4日(金)午前10時～12時 区公民館講堂 講師 北村翠蓬さん 申込 (☎377-3564)

寺地生花会 集4月2日(水)～4日(金)午後1時～3時 黒崎町公民館講堂 会費 1,500円(花代実費) 講師 渡辺梨梢先生(小原流) 申込 (☎378-7157)

フオークダンス
初心者講習会4月3日から6月26日までの毎週木曜日午後1時～3時 黒崎町公民館講堂 講師 桜井富子さん 参加費 月1,500円 申込 (☎378-7282)

テニス スクール級者 (第1期)の受講者を募集4月11日から6月27日までの毎週金曜日午後7時～9時 黒崎町中学校第2体育館(グラウンド脇) 町内在住・在勤者で、初中級クラスの方(小学生以下除く) 受講料 3,000円及び保険代2,000円 定員 20人(申込順) 4月24日(月)から30日(日)まで、総合体育館 (☎377-5211)へ

ワールドゲーム
参加者募集4月地球レベルの問題や世界が抱える課題をシミュレーションを通じて解決していく、参加者に地球市民としての意識を高めるゲームです。4月5日(出)正午受付 総合体育館 20歳以上40歳未満 参加費 無料 主催 黒崎青年会議所 申込 最後まで出られない方の参加は、ご連絡願います。 申込 (☎377-371)

火の元に注意
最近黒崎消防署管内に火災が多くなっています。今年に入って3件発生しています。明るい社会、楽しい家庭生活をおくるため、日頃から火の取り扱い、火の元には十分注意してください。
黒崎町消防署・消防団

9年度米穀小売業登録
の申請 4月1日(火)～30日(水) 申込 (☎281-8184)

9年度銃砲刀剣類
登録審査会4月25日(金)、8月22日(金)、11月21日(金)、平成10年1月16日(金)の午前10時～12時と午後1時～2時30分 黒崎町行政庁舎会議室(新潟市新光町4-1) 持参するもの ①登録を受けようとする銃砲刀剣類 ②銃砲刀剣類発見届受理証(所轄警察署発行) ③審査手数料(1件につき県収入証紙5,900円) ④印鑑 ⑤黒崎町教育庁文化行政課 (☎285-5511内線3912)

臨時福祉特別給付金が支給されます

住民福祉課
4月からの消費税率引き上げや地方消費税導入に伴い、高齢福祉年金や特別障害者手当の受給者、低所得のねたきりのおとしよりの方、65歳以上の低所得者の方々に、臨時福祉特別給付金が支給されます。申請は、3月21日(金)までをお願いします。詳しくは 住民福祉課 (☎377-3101)

くろさき春の映画祭

社会教育課
日 時 3月23日(日)
会 場 北部地区公民館 講堂
上映作品 蔵、学校、一杯のかけそば、小さな家族(アニメ)
入 場 料 無料
問い合わせ 社会教育課 (☎377-3101)
※上映時間等は、チラシをご覧ください。

町民ハイキング

社会教育課
日 時 4月6日(日)午前8時50分 総合体育館前集合、午後3時30分帰町。
行 先 角田山
対 象 黒崎町在住、在勤で健康な方。小中学生は保護者の同伴が必要。
定 員 40人(申込順)
参加費 中学生以上500円、小学生200円
必需品 昼食、ゴミ袋、雨具等その他必要と思われる物
申し込み 社会教育課 (☎377-3101)

狂犬病予防注射

保健衛生課
犬の登録と狂犬病予防注射が実施されます。忘れずに受けてください。
日 程
4月7日(月) 午前9時30分～11時45分・午後1時～3時…黒崎町役場
4月8日(火) 午前10時～11時40分…木場農村集落多目的共同利用施設、午後1時～3時…立仏公民館
問い合わせ 保健衛生課 (☎377-3101)

グレッチェンの英会話教室

社会教育課
平成9年度前期(4～9月)英会話教室を開講します。
日 時 4月15日から毎週火曜日の午後6時45分～8時30分
会 場 黒崎町公民館 講堂
講 師 青木グレッチェン先生
受講料 5,000円(テキスト代別)
申し込み 社会教育課 (☎377-3101)

はかりの定期検査

企画商工課
取り引きや証明などに使われている「はかり」の定期検査が実施されます。下の日程表によって、検査を受けてください。なお、検査を受けずにはかりを取り引きや証明などに使用すると、法律で罰せられることがあります。
申し込み 北部地区公民館 (☎232-0077)

実施期日	検査実施の区域
4月22日(火)	金巻、興野1～4、中学通り、新町、諏訪町、二之町、五区、仲町
4月23日(水)	七区、八区、新田町、柴町、川原、鳥原新地、鳥原本村1・2、鳥原大明、蓮方団地、柳作1・2、寺地本村、寺地中、寺地下、寺地団地、寺地南団地、寺地西団地、善久東、善久中、善久西、ときめき西1
4月24日(木)	立仏1～3、上山田1～4、下山田、焼餅団地、小平方、鳥原新田、木場川前、木場上組、木場下組、木場八割、木場新田、黒鳥1～5、緒立、北場
4月25日(金)	板井1～4 事業所 その他

会 場 黒崎町役場
受付時間 午前10時～11時30分 午後1時～3時
問い合わせ 企画商工課 (☎377-3101)

山野草教室(2)

北部地区公民館
今回は、スライドを見ながら雪割草の勉強をします。
日 時 4月19日(日)午後2時～3時30分
会 場 北部地区公民館
テーマ 「雪割草と私」
講 師 長島義介先生(青陵女子短大教授)
定 員 40人(申込順)
申し込み 北部地区公民館 (☎232-0077)

届出は期間内にしましょう

住民福祉課 (☎377-3101)

住民異動に関する届出の種類	届出の場所	届出の期間	届出人	届出の際必要なもの		
				国民年金手帳	国民健康保険証	転出証明書
転入届	黒崎町に転入したときする届け	新しく住所を定めた日から14日以内	本人または世帯主	○	○	○
転居届	町内で住所が変わったときする届け	転居した日から14日以内	本人または世帯主	○	○	○
世帯変更届	世帯主変更、世帯の分離合併	変更のあった日から14日以内	本人または世帯主	○	○	○
転出届	町外へ住所を移すときする届け	転出する日まで	本人または世帯主	○	○	○

証明種類と申請方法と手数料

種類	手数料	備 考
戸籍謄本	1通 450円	戸籍に記載されている方(除籍された方を含む)全部を写したもので、使用目的により、請求者に制限があります。
戸籍抄本	1通 450円	戸籍に記載されている方のうち、必要とする方だけを写したもので、手続きは謄本の場合と同じです。
除籍謄本	1通 750円	戸籍に記載されている方が全員除籍された戸籍で、全部を写したもので、請求者に制限があります。請求者の印鑑が必要です。
戸籍の附票の写し	1通 300円	戸籍に記載されている方の住所の異動について写したもので、正確な本籍地と戸籍筆頭者名をお知らせください。 ※(2)
身分証明書	1通 300円	禁治産、準禁治産、破産の宣告の有無についての証明。本人以外の方が申請するときは、委任状が必要です。請求者の印鑑が必要です。
住民票の写し	3人まで300円 ※(3)	世帯の全員または必要な方の住民票を写したもので、正確な住所、世帯主名をお知らせください。 ※(2)
転出証明書	無料	国民健康保険証・国民年金手帳(加入している方)、印鑑手帳(登録している方)が必要です。 ※(2)
印鑑登録証明書	1通 300円	印鑑手帳が必要です(印鑑手帳がないと発行できません)。

※(1) 年金の現況届は無料です。 ※(2) 戸籍の移し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、転出証明書の請求・交付には、請求者の印鑑が必要です。 ※(3) 4人以上1名増すごとに50円加算。